

旭川市民生委員の定数を定める条例の一部改正について（案）

【現行の条例】

旭川市民生委員の定数を定める条例

平成 27 年 3 月 25 日
条例第 17 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

（民生委員の定数）

第 2 条 民生委員の定数は、786 人とする。

附則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この条例は、平成 31 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この条例は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。



第 2 条を次のとおり改正し、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

【改正案】

第 2 条 民生委員の定数は、783 人とする。

条例改正（案）における委員定数の内訳【地区民生委員児童委員協議会別】

No.	地区名	定数（現行）				定数（改正後） 案			
		区域 担当委員	主任 児童委員	合 計	1人あたり 平均世帯数	区域 担当委員	主任 児童委員	合 計	1人あたり 平均世帯数
1	西第 1	19	2	21	218				
2	西第 2	14	2	16	204				
3	中央	12	2	14	186				
4	大成	16	2	18	289				
5	朝日	17	2	19	238				
6	啓明	18	2	20	252				
7	東光	34	2	36	259				
8	豊岡	30	2	32	233				
9	愛宕	22	2	24	312				
10	新旭川	29	2	31	234	28	2	30	242
11	北星	13	2	15	307				
12	旭星	29	2	31	222				
13	近文・川端	25	2	27	303				
14	春光西	16	2	18	142				
15	春光中央	15	2	17	231				
16	春光台	19	2	21	332				
17	末広南	30	2	32	210				
18	神居東	20	2	22	248				
19	神居西	23	2	25	244				
20	忠和	21	2	23	288				
21	江丹別	8	2	10	17	7	2	9	19
22	永山西	35	2	37	319				
23	永山東	36	2	38	300				
24	東旭川	30	2	32	230	29	2	31	238
25	千代田	23	2	25	326				
26	東豊中央	14	2	16	233				
27	東部東光	11	2	13	239				
28	神楽	18	2	20	274				
29	神楽岡	25	2	27	270				
30	緑が丘	29	2	31	245				
31	西神楽	11	2	13	146				
32	東鷹栖	16	2	18	154				
33	末広	29	2	31	252				
34	末広東	11	2	13	252				
合計・1人当たり 平均世帯数		718	68	786	251	715	68	783	252


 ※厚生労働省の基準：170～360世帯